

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案要綱

第一 土壤汚染状況調査

一 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査に係る都道府県知事の確認の取消しについて所要の規定の整備を行うこと。（第三条第四項及び第五項関係）

二 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が一定規模以上のものをしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとし、都道府県知事は、その届出を受けた場合において、当該土地に土壤汚染のおそれがあるとき、当該土地の土壤汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができるものとする。 （第四条関係）

第二 区域の指定等

一 措置実施区域

1 都道府県知事は、この法律による改正後の土壤汚染対策法（以下「新法」という。）の規定による土壤汚染の状況の調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合せず、当該汚染によ

る健康被害が生ずるおそれがあると認める土地の区域を、土壤汚染が存在し、当該汚染による健康被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域（以下「措置実施区域」という。）として指定するものとすること。（第六条関係）

2 都道府県知事は、1の指定をしたときは、措置実施区域内の土地の所有者等に対し、当該措置実施区域において講ずべき汚染の除去等の措置等の事項を示して、当該措置実施区域において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、その行為をした者に対し、指示するものとする。（第七条第一項及び第二項関係）

3 2により都道府県知事から指示を受けた者は、2により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置（以下「指示

措置等」という。)を講じなければならないものとし、都道府県知事は、当該指示を受けた者が当該措置を講じていないと認めるときは、当該措置を講ずべきことを命ずることができるものとする事。
(第七条第三項及び第四項関係)

4 都道府県知事は、2により指示をしようとする場合において、過失がなくて当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができるものとし、この場合において、当該指示措置を講ずべき旨等を、あらかじめ、公告しなければならないものとする事。(第七条第五項関係)

5 2により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壤汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができるものとする事。(第八条関係)

6 措置実施区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならないものとする事。ただし、指示措置等として行う行為等については、この限りではないものとする事。(第九条関係)

二 形質変更届出区域

1 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しない区域であつて、措置実施区域以外の区域を、当該土地の形質の変更をしようとするときにその旨を届け出ることが必要な区域（以下「形質変更届出区域」という。）として指定するものとする事。（第十一条関係）

2 形質変更届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならぬものとし、都道府県知事は、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることが出来るものとする事。（第十二条関係）

三 雑則

1 土地の所有者等は、新法の規定によらず土地の土壤汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないと思料するときは、都道府県知事に対し、当該土地の区域を措置実施区域又は形質変更届出区域に指定することを申請することができるものとし

、都道府県知事が、申請に係る調査が公正に、かつ、所要の方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、当該指定をすることができるものとする。 (第十条関係)

2 都道府県知事は、措置実施区域の台帳及び形質変更届出区域の台帳を調製し、これを保管しなければならぬものとする。 (第十五条関係)

第三 汚染土壌の搬出等に関する規制

一 汚染土壌の搬出時の措置

1 措置実施区域又は形質変更届出区域 (以下「措置実施区域等」という。) 内の土地の土壌 (以下「汚染土壌」という。) を当該措置実施区域等へ搬出しようとする者 (その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。) は、都道府県知事に届け出なければならないこととし、都道府県知事は、届出の内容が2及び3に違反していると認めるときは、届出の内容の変更を命ずることができるとする。 (第十六条関係)

2 措置実施区域等外において汚染土壌を運搬する者は、基準に従い当該汚染土壌を運搬しなければならない

らないものとする。 (第十七条関係)

3 汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出する者 (その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。) は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならないものとする。 (第十八条関係)

4 都道府県知事は、汚染土壌の運搬を行った者が2の基準に違反した場合及び汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者 (その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。) が3の基準に違反した場合には、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。 (第十九条関係)

5 汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出する者がその汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、その者、当該汚染土壌の運搬を受託した者及び当該汚染土壌の処理を受託した者は、当該汚染土壌の運搬及び処理の状況を管理票により管理しなければならないものとし、併せて、管理票及びその写しの保存義務、虚偽の管理票の交付等の禁止その他管理票に関し必要な規定を整備するものとする。 (第二十条及び第二十一条関係)

二 汚染土壌処理業

1 汚染土壌の処理（当該措置実施区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、当該許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）は、基準に従い汚染土壌の処理を行わなければならないものとする等汚染土壌処理業者に係る規定を整備するものとする。 （第二十二条、第二十三条及び第二十六条関係）

2 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたときは、当該汚染土壌処理業者に対し、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。 （第二十四条関係）

3 都道府県知事は、汚染土壌処理施設又は汚染土壌処理業者の能力が基準に適合しなくなったとき等は、汚染土壌処理業者の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができるものとする。 （第二十五条関係）

4 汚染土壌の処理の事業を廃止した汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の特有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならないものとする。 (第二十七条関係)

第四 指定調査機関

一 指定調査機関の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 (第三十二条関係)

二 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う土地における当該土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者(以下「技術管理者」という。)を選任し、土壌汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならないものとする。 (第三十三條及び第三十四條関係)

三 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならないものとする。 (第三十八條関係)

第五 雑則

一 汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者、汚染土壌の運搬を行った者、汚染土壌処理業者及び

汚染土壌処理業者であった者について、都道府県知事による報告徴収及び立入検査の対象とするものとする。 (第五十四条第三項及び第四項関係)

二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。 (第六十一条関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けること。 (第六十五条から第六十九条まで関係)

第七 その他

一 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一条関係)

二 汚染土壌処理業者の許可の申請は、この法律の施行前においても行うことができるものとする。

(附則第二条関係)

三 所要の経過措置を定めること。 (附則第三条から附則第十四条まで関係)

四 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第十五条関係)

五 その他所要の規定を整備するものとする。